

堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程の一部を改正する規程

(堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第1条 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成5年選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

様式第11号の備考2中「写しを」を「写し」に改め、同様式の備考4中「541円31銭」を「586円88銭」に、「28円35銭」を「30円73銭」に、「270,655円」を「293,440円」に改める。

様式第12号の別紙の備考2中「541円31銭」を「586円88銭」に、「28円35銭」を「30円73銭」に、「270,655円」を「293,440円」に改める。

(堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程（平成20年選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第5号の備考4及び様式第6号の別紙の備考1中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。